

流れ

遊休農地所有者が、農業委員会から利用意向確認で意向を表明せず、「放置したまま」にしていると



農業委員会から農地中間管理機構と協議するよう「勧告」され



農地の固定資産税の評価額が「1.8倍」になります

ストップ! 遊休農地

Q 遊休農地をしていると税金が高くなるの？

A 農業委員会が実施した農地の利用意向調査に回答がないなどの理由で、農業委員会が農地中間管理機構と協議するよう勧告した遊休農地は、固定資産税が上がります。

平成29年度から
遊休農地への課税強化が始まっています

◆遊休農地にしないことが大切です。

万が一遊休農地となってしまった場合でも、農業委員会からの意向確認にはきちんと意向を表明し、自ら耕作を再開するか、農地中間管理機構等を通じて担い手に貸し付けるなどしましょう。

◆耕作者が見つかるまでは保全管理をしましょう

自ら保全管理をできない場合は、地域の農家などに保全管理を頼みましょう。

〈保全管理の例〉 水張り、草刈り、耕うん、景観作物の栽培 など



◆問い合わせ先 農業委員会事務局 ☎85-4832

漏水発見にご協力を(2月に山本地区で漏水事故発生)

2月10日(土)の深夜、牛沢付近の県道能代五城目線において水道本管の漏水事故が発生し、下岩川地区全域、豊岡、飛塚、中沢、牛沢の各集落が断水となりました。

復旧は、豊岡、飛塚、中沢集落が11日の未明、牛沢集落、下岩川地区は昼過ぎとなりました。

町民の皆様には大変ご不便とご迷惑をおかけしました。

漏水事故は、予測が難しいのが実情です。皆様からの情報が早期復旧につながりますので、「自宅の水道が出ない」「道路脇から水が不自然に流れ出ている」場合などは、上下水道課へ連絡をお願いします。

◆上下水道課 水道係 ☎83-2113

※休日や夜間の緊急時の連絡は、山本総合支所代表電話(☎83-2111)へお願いします。

広告

 クリニック蒼きもり